

カトリック九条教会小教区評議会規約

第1条（名称）

本会はカトリック九条教会小教区評議会（以下評議会と言う）と称する。

第2条（主宰）

本会は京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

第3条（目的）

本会は京都教区司教・担当司祭団と一致しながら、共同宣教司牧の教会として、福音宣教活動に寄与すると共に、九条教会信徒相互の協力と発展を目的とする。

第4条（組織）

① 役員

小教区全般の運営と信徒相互の協力体制に寄与するために3名の役員を置く。

（役員の任務）

- a 小教区全般の運営と調整。
- b 小教区評議会の準備・議事運営・記録。
- c 地域の共同宣教司牧教会との調整・連絡とブロック会議への参加。
- d 危篤信徒の連絡窓口となり、葬式や結婚式の調整を担当司祭と共にを行う。
- e お知らせの掲示と周知およびホール使用の管理。

（役員の任期）

役員の任期は2年とし、原則的に再選しない。

（役員の選出と任命）

役員は次期役員候補者を20歳以上の信徒の中から複数名推薦し、推薦に同意のあった者を対象に、信徒による参考投票を実施する。ブロック担当司祭団は、参考投票の結果を考慮して次期役員を任命する。

② 担当部会

小教区の様々な活動の推進のために以下の担当部会を置く。役割は別に定めて公示する。

（全員参加の原則）

教会と信徒が福音宣教共同体を目指すために、信徒全員が何らかの役割を担い、いずれかの部会に属して活動することを原則とする。

（設置する部会）

- a 典礼部。
- b 教育部。
- c 広報部。
- d 施設管理部。
- e 国際協力部。

f 社会活動部

g 財務部

(担当部会代表の任期)

原則的に2年であるが、再任を妨げない。

(担当部会代表の選任)

各部会においては、代表として部長・副部長各1名を選出して役員に報告する。

(財務部会担当の選任)

財務部のメンバーについては、役務の性質上、奉仕を希望した者の選任はブロック担当司祭団と役員が事前協議し、司祭団の承認を必要とする。

第5条（小教区評議会）

担当司祭団は小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議・決定するために、以下に定める評議員による定例会議を、原則として月1回開催する。必要に応じて、臨時の会合を開催することができる。

(評議員)

小教区評議会の評議員は、次の者で構成する。

a 役員

b 各担当部会の代表者

ただし、必要に応じて、司祭団の承認を経て、臨時に上記以外の者を評議員とすることができます。

(主な審議事項)

a 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。

b 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。

c 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。

d 各種部会・任意団体・グループ等の設置や改変。

e 「小教区評議会規約」の変更。

f ホール等使用の承認。

g その他の必要事項。

(審議内容の決定と承認)

審議による決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て実行する。

第6条（小教区総会）

司祭団が承認した事項の全信徒への周知や、全信徒が小教区運営について自由に意見を述べる機会を設定するために、担当司祭団は必要に応じて小教区総会を開催することができる。

第7条（任意団体の設置）

教会共同体の福音宣教活動の一環として、また信徒相互の親睦や奉仕のために評議会で定められた部会活動以外に、信徒の任意団体を設置することが出来る。

- ① 任意団体は必要に応じて、評議会で認められた後に設置することが出来る。また役員に連絡した後に小教区信徒に対して呼びかけをすることが出来る。
- ② 他の各部担当同様、意見がある場合、役員を通して、評議会に出席して意見を述べることが出来る。また分かち合いの内容は他の部会同様に教会の宣教に関する役務に反映される。

第8条（会計監査）

教会財務に関して、担当司祭団は会計監査を複数名置き、教会運営に関する財務全般を監査する。

- ① 任期は評議員に準じる。
- ② 必要に応じて、監査は評議会に出席し、意見を述べることが出来る。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

+ハヴロ大家喜直



別記

(担当部会の役割)

- a 典礼部。
ミサおよび典礼全般を行うための準備。
聖書朗読・侍者・オルガン奉仕者と集会祭儀司式者担当者表の作成。
冠婚葬祭の手配や調整を担当司祭と共に準備する。
- b 教育部。
子どもや青年の信仰教育。(教会学校担当・青少年養成の推進)
信徒養成の提案やリーダー養成。
- c 広報部。
西ブロック広報部員としてブロック広報誌の発行に努める。
カトリック新聞の窓口担当。
- d 施設管理部。
小教区敷地内の施設・備品の維持管理。清掃計画。
修理・改修は評議会の決定により計画を立てる。
- e 國際協力部。
教区の國際協力委員会と連携し、滞日外国人信徒との協力体制を推進する。
- f 社会活動部。
正平協や希望の家との連携を図り、地域や行政への要請等の活動を行う。
- g 財務部
小教区全体の会計業務。